

政令第七十四号

土壤汚染対策法施行令の一部を改正する政令

内閣は、土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第二条第一項及び第六十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

土壤汚染対策法施行令（平成十四年政令第三百三十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中第二十五号を第二十六号とし、第三号から第二十四号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）

附 則

（施行期日）

1 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 改正後の土壤汚染対策法施行令第一条第三号に掲げる物質により汚染された土壤の処理に係る土壤汚染

対策法第二十二條第一項又は第二十三條第一項の許可を受けようとする者は、この政令の施行前においても、その申請を行うことができる。